

平成 26 年度における立入検査結果について

平成 27 年 7 月  
 関東東北産業保安監督部  
 電力安全課

関東東北産業保安監督部において、電気事業法第 107 条第 2 項及び第 3 項に基づき平成 26 年度に実施した立入検査の結果は、以下のとおりです。

○電気事業者

検査対象事業場数	選定理由
5 事業場	電気事業等の社会的に重要と認められる事業用電気工作物
2 事業場	電気保安の実態を把握するため

○自家用電気工作物設置者（発電所を含む）

検査対象事業場数	選定理由
17 事業場	電気関係報告規則第 3 条の規定に該当する事故が発生した事業場
13 事業場	交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業用電気工作物
53 事業場	保安の確保が適切でないおそれのある事業用電気工作物
14 事業場	電気保安の実態を把握するため

○指摘事項について

指摘事項	指摘件数	指摘具体例
設置者は電気関係法令に基づく必要な手続きを行うこと。	12	・保安規程の変更の届出がされていない。 ・PCB 含有電気工作物に関する届出がされていない。
設置者は保安規程を遵守すること。	11	・非常時における連絡体制が整備されていない。 ・定められた点検頻度のとおり点検されていない。
主任技術者は保安業務を適切に行うこと。	10	・年次点検が行われていない。 ・保安業務従事者に対して保安教育を実施していない。
主任技術者を変更する必要がある。	1	・主任技術者の執務状況が専任常勤でない。
設備の不良事項を改修し報告すること。	8	・接地工事が不適切 ・低圧電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。